



鳥取県公報

令和3年2月2日（火）
号外第12号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（3）（財政課）・・・・・・・・・・ 3
-------	---------------------------------------

公布された条例のあらまし

◇鳥取県基金条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、選手等の受入れの際に新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、新たな基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てること。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
27 鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	27 鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
28 鳥取県ホストタウン等新型コロナ	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成する	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の	28 鳥取県ホストタウン等新型コロナ	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成する	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の

ウイルス感染症対策基金	関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の対策に要する経費に充てること。		ために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	財源に充てる とき。					
-------------	---	--	--	---------------	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。